

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十第

行發日一月六年十正大

論叢

中世都市の發達

文學博士 三浦周行

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田庄太郎

純理上より見たる財産重課の理由

法學博士 神戶正雄

戰後獨逸の社會主義運動

法學博士 河田嗣郎

時論

增俸の研究

法學博士 小川郷太郎

說苑

我國農產物生産調査に就いて

法學博士 高岡熊雄

舊岩國藩の製紙原料保護政策

經濟學士 吉川元光

所得と勞賃

經濟學士 堀經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上肇

Zimmermannの政治測量

法學博士 財部靜治

勞働組合主義變轉の傾向

法學博士 河田嗣郎

附錄

本誌第十二卷總目錄

時論

増俸の研究

小川郷太郎

一 緒 言

世界戦争以來、我國に於ても、物價頻りに騰貴し、生活費非常に高まつたが、それにも拘らず、官吏の俸給は依然として改まる所がなく、僅に臨時事件豫備費の中より少額の臨時手當を支給して、一時を糊塗するに過ぎなかつた。それが爲めに、官吏は生活上いやが上に窮迫し、中にも貧民の仲間入をせねばならぬ様のもも出來、從て健全なる中級の敗滅を來さんとする勢が現はれた、加之一方には高材逸足の徒が争て野に下らんとするに至つたと同時に、他方には、過激思想が官吏の頭腦を動かさんとするに至り、國家生活そのものが脅かされる様にも見えて來た。そこで余輩は兩三年來頻りに官吏の待遇を改善せねばならぬことを絶叫して來た、¹⁾政府も亦之に氣の附かぬことはなかつた。且つ戦争が終熄したからには、臨時事件豫備費も廢せねばならぬし、臨

1) 第四十帝國議會衆議院豫算委員會議錄 32頁
第四十二帝國議會衆議院豫算委員會第三分科會議錄 21頁以下
本誌第十卷第三號拙稿官吏の待遇を論ず

時手當も、さう長く給して居る譯にも行かぬ事情があつたので、旁々政府は俸給の改正を企て、其經費を大正九年の通常議會に要求した、其議會が解散となるや、更に之を其年の夏の臨時議會に再び提案して、其協賛を得た、そこで、それより俸給令其他俸給に關係する勅令規則を改正するに至つた。

一體、俸給は、之を廣義に解すると、在職俸、非職俸、恩給、遺族扶助料等を包括すべきである、併し非職俸や恩給や遺族扶助料は在職俸を基準として之を定めることになつてゐるから、俸給といへば、在職俸を聯想するは當然のことである、加之官吏界が動搖するといひ、安定してゐるといふ、皆在職俸に關係することである、是が故に余は茲に狹義の俸給として在職俸に就て研究しやうと思ふ。

次に旅費は俸給の一部を形くるものではないが、それが少きに過ぎると、俸給に喰ひ込みて來る、従來我國の官吏の地位が下つたのは、旅費の少い爲めであつた、從て増俸の議論の中には旅費迄、併せ考へらるゝに至つたのである、故に余は旅費のことにも論及しやうと思ふ。

問題は俸給や旅費が如何なる程度に改善せられたか、官吏は爲めに生活の安固を保障せられてゐるか否かといふことに在る。

二 増俸の概要并に程度

(一) 増俸の改正

我國の俸給は文官と武官との間に區別を立て、文官の俸給は俸給令に依り、陸軍武官の俸給は、陸軍給與令に依り、海軍武官の俸給は、海軍給與令に依て之を定めてゐる。

一、文官の俸給は、更に高等官と判任官との間に區別を立て、高等官官等俸給令と判任官俸給令とに依り別々に定めてゐる。

(1) 高等官の俸給は、更に親任官と勅任官と奏任官とを區別して、其額を定めてゐる。

(イ) 親任官の俸給は、官に従て一定して居る。今回の俸給令の改正で増俸せられたものと増俸せられないものとがある。其増俸せられない者は従來年俸七千五百圓以上を得て居つた者である、即ち内閣總理大臣 (年俸一萬貳千圓) 各省大臣、朝鮮總督 (年俸八千圓) 臺灣總督、判事、關東長官、國勢院總裁 (年俸七千五百圓) は即ちそれである。其増俸せられたる者は即ち左の如し (高等官官等俸給令七條)

(1) 會計検査院長、行政裁判所長

現俸

舊俸

増俸百分比

1,100 圓

1,000 圓

10%

(1) 樞密院議長、特命全權大使 年々500 増俸の百分比 15
 (2) 朝鮮總督府政務總監 年々500 増俸の百分比 15
 (3) 樞密院副議長 年々500 増俸の百分比 15
 (4) 樞密院顧問官 年々500 増俸の百分比 15
 (5) 樞密院顧問官 年々500 増俸の百分比 15

口 勅任官の俸給は、官に依つて一定額の年俸を定めてあるものと、同一官職の俸給を數級に分けて、一定年限を経過する毎に下級俸より上級俸に進める様に定めてあるものがある。前者は定額年俸で後者は級俸である。

今勅任官の俸給が増された程度を見ると左の如くである。

官名	現在年俸	舊年俸	増俸の百分比
(1) 製鐵所長官	一級 6,500	6,000	16
帝國大學總長、北海道廳長官	二級 6,500	6,000	16
(2) 内閣書記官長、法制局長官、拓殖局長官、各省次官、内務技監、鐵道技監、海外駐劄財務官、臺灣總督總務長官、警視總監、航空局長官、製鐵所技監	一級 6,500	6,000	16
(3) 特命全權公使、大使館參事官、朝鮮總督府各局長、朝鮮總督府通信局長、關東廳事務總長	二級 6,500	6,000	16
(4) 府縣知事、樺太廳長官、朝鮮總督府知事、製鐵所次長、官立大學長	三級 6,500	6,000	16
(5) 賞勳局總裁、樞密院書記官長	三級 6,500	6,000	16

(6) 會計検査院部長、行政裁判所部長、貴衆兩院書記官長、朝鮮總督府醫院長、朝鮮總督府中樞院書記官長、旅順工科學堂學長、(專賣局長)

(7) 各廳技師、山林技師

(8) (内閣恩給局長)、印刷局長、拓殖局長、國務院部長、各省局長、臨時平和條約事務局長、理事陸軍省法務局長タル者、航空局長、主理海軍省法務局長タル者、辨理公使(總領事)内務監察官、造幣局長、

維新史料編纂事務局長、特許局長、貯金局長、簡易保險局長

(9) 法制局參事官、各省參事官、臨時議院建築局理事、税關長、稅務監督局長、理事、千住製絨所長、主理、山林事務官、鑛務署長、製鐵所理事、選信監察官、選信局長、商船學校長、航路標識管理所長、鐵道局長、朝鮮總督府各部長、朝鮮總督府參事官、朝鮮總督府事務官、朝鮮總督府營林廠長、朝鮮總督府平壤鑛業所長、朝鮮總督府醫院醫官、朝鮮總督府道參事官、臺灣總督府參事官、臺灣總督府各局長、臺灣總督府軍賣局長、臺灣總督府臺北醫院醫長、臺灣總督府高等商業學學校長、臺灣總督府醫學專門學校長、(臺灣總督府州知事)關東廳事務官、關東廳選信局長、關東廳醫院醫長、北海道内務部長

(10) (警察講習所長)、陸軍教授陸軍大學教授官タルモノ、海軍教授海軍大學教授官タル者、(官立大學教授)、文部省直轄諸學校長、旅順工科學堂教授、検査官、行政裁判所評定官

(11) 判事、檢事

二級	5,700	7,100	8,500
三級	5,000	6,400	7,800
四級	4,300	5,700	7,100
二級	5,000	6,400	7,800
三級	4,300	5,700	7,100
四級	3,600	5,000	6,400
二級	5,000	6,400	7,800
三級	4,300	5,700	7,100
四級	3,600	5,000	6,400
二級	5,000	6,400	7,800
三級	4,300	5,700	7,100
四級	3,600	5,000	6,400
二級	5,000	6,400	7,800
三級	4,300	5,700	7,100
四級	3,600	5,000	6,400
二級	5,000	6,400	7,800
三級	4,300	5,700	7,100
四級	3,600	5,000	6,400

朝鮮總督府判事檢察、臺灣總督府法院判官及檢察官

一級	六,800	五,000	三,000
二級	五,700	四,700	三,000
三級	四,700	三,700	三,000
四級	三,700	三,000	三,000
五級	四,000	三,000	三,000

司法官の俸給は其後尙精確に刻み、行政官と同様に前述の各號に挿入することとなつた、即ち檢察總長は年俸七千圓、特別の級とし、朝鮮總督府法院長は(2)號に、臺灣總督府法院長は、一級六千五百圓、二級五千七百圓で、特別の級を形くり、大審院部長、控訴院長、大審院檢察(二人) 檢察長、朝鮮總督府高等法院檢察長、臺灣總督府法院檢察官長、は(3)に、朝鮮總督府高等法院部長、覆審法院長、同覆審法院檢察長、關東廳法院判官、は(6)に、大審院判事、檢事、控訴院部長、檢事、檢事正、地方裁判所長、朝鮮總督府高等法院、判事、檢事、同覆審法院部長并に檢事、同地方法院長并に檢事正、臺灣總督府高等法院上告部判官、地方法院長及地方法院檢察官は(10)に挿入することとなつてゐる。

右表に依て之を觀れば、製鐵所長官及檢事總長の俸給が六千圓より七千圓に上つたのを除き、勅任官の俸給は殆ど皆千五百圓増されてゐると云つて宜しい。從て増俸の率は從來俸給の少かつた者に對する程高くなるのである、即ち從來勅任官の最高俸給を受けて居つた者に對しては一割六分若くは二割七分となり、次は三割、三割三分、三割五分、三割七分、四割、四割五分と順々に上り、最後に五割に至て止む、是が故に勅任官の最下俸給は四千五百圓で、五割の増俸を得たものと謂ふべきである。

(ハ)奏任文官の俸給は第一號乃至第三號に分ち、各號に付き等級を分てゐる、其第一號に依るの官の官等は、高等官三等乃至七等、其第二號に依るものは、高等官四等乃至八等、其第三號に依る

ものは、高等官五等以下である。(高等官官等俸給令第十一號)

舊俸給令に於ては、第一號乃至第五號に分てゐた、從て精確に新令の各號と舊令の各號とを比較すること出来ないが、大體から云ふと、其舊令の第三號に依る諸官は新令の第二號に當り、舊令の第四號に依る諸官は新令の第三號に當り、舊令の第一號第二號第五號は新令の第一號に當つてゐる様である、仍て此見地より舊令に依る俸給と新令に依る俸給とを比較して見やうと思ふ。

級 俸	第一號		第二號		第三號	
	新 円	舊(一號五號) 円	新 円	舊(三號) 円	新 円	舊(四號) 円
一級	5,700	5,000	5,200	5,000	5,100	4,800
二級	5,100	4,500	4,800	4,400	4,700	4,300
三級	4,500	4,000	4,100	3,800	4,000	3,700
四級	4,000	3,600	3,700	3,400	3,600	3,300
五級	3,500	3,200	3,300	3,000	3,200	2,900
六級	3,000	2,700	2,800	2,500	2,700	2,400
七級	2,500	2,200	2,300	2,000	2,200	1,900
八級	2,000	1,800	1,900	1,700	1,800	1,600
九級	1,800	1,600	1,700	1,500	1,600	1,400
十級	1,600	1,400	1,500	1,300	1,400	1,200
十一級	1,400	1,200	1,300	1,100	1,200	1,000
十二級	1,200	1,000	1,100	900	1,000	800

右表に示す如く、舊令と新令とは等級の分ち方が、變つてゐるから、新令に依る俸給は舊令に

依る俸給に比し幾何増してゐるかを的確に比較することが出来ぬ、併し最高年俸に就ていへば、五割を、最低年俸に就ては八割を増し、他は其中にあるを謂つて可からう。

(二)判任官の俸給も亦第一級より第十一級に分てゐる、級の分ち方は舊規定と同じ様であるけれども、俸給額は大に増されて來た。即ち舊規定と新規定とを比較すると左の如くである。(判任官俸給令第一號及別表)

級	俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
月額	改正	105	115	125	135	145	155	165	175	185	195	205
	舊	95	105	115	125	135	145	155	165	175	185	195
増俸百分比		10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

此表で見ると判任官の俸給は最下級より數へて十一級より七級迄は二十圓を増し、七級は二十圓を増し、六級は三十圓を、五級は三十五圓を、四級は四十五圓を、三級は五十圓を、二級は六十圓を、一級は六十五圓を増すのである、従て増俸率は最下級の十割より最上級の六割八分に至る間に於て區々に分れてゐる。

二、武官の俸給は從來陸軍と海軍との間に多少相違する所があつたが、少くとも高等官に就ては、今回の改正に依て統一することゝなつた、即ち改正規定を舊規定に比較するに左の如し。(陸

軍給與令第五條及第一表、海軍給與令六條及第一表)

大將 中將 少將 大佐 中佐 少佐 大尉 中尉 少尉 大尉 中尉 少尉

改正規定

大將	七五〇〇	六五〇〇	五五〇〇	四五〇〇	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇
中將	七〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇
少將	六五〇〇	五五〇〇	四五〇〇	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇
大佐	六〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇	〇
中佐	五五〇〇	四五〇〇	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇	〇
少佐	五〇〇〇	四〇〇〇	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇	〇	〇
大尉	四五〇〇	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇	〇	〇
中尉	四〇〇〇	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇	〇	〇	〇
少尉	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
大尉	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
中尉	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
少尉	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

舊規定

海軍	七〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇
陸軍	七〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇	三二〇〇	二四〇〇	一六〇〇	八〇〇	〇
海軍	六五〇〇	五五〇〇	四五〇〇	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇
陸軍	六五〇〇	五五〇〇	四五〇〇	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇	九〇〇	〇	〇

増俸百分比

陸軍	陸軍	陸軍	陸軍	陸軍	陸軍	陸軍	陸軍	陸軍	陸軍
海軍	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍
一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等	二等	三等	一等
六	七	八	七	八	九	六	七	八	七

右の表に依て之を観るときは、武官の俸給は二三割乃至七八割増されたのであるが、其増俸の率が大體下の方に高くなつてゐる中にも、多少例外あるは、從來の俸給が不整であつた爲めと謂はねばならぬ。

判任武官の俸給に至ては陸軍と海軍と軌を同うせない、今判任武官の増俸を見るに左の如し。

海軍	新俸	一級	二級	三級	四級	下士官 (日給)	一等下士	二等下士	三等下士
		二級	三級	四級	甲額		乙額	甲額	乙額
海軍	舊俸	三、七〇〇	三、三〇〇	二、九〇〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	六、八〇〇	六、三〇〇	五、八〇〇
		三、七〇〇	三、三〇〇	二、九〇〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	六、八〇〇	六、三〇〇	五、八〇〇

増俸百 分比	六	六	一〇	一三	乙額	二〇	二二	二六	二九	三〇	三二	三六	三九	四〇	四二	四六	四九	五〇
-----------	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

陸軍 舊俸	増俸百 分比	新俸	特別			曹長(月額)				軍曹(月額)				伍長(月額)				
			甲	乙	三等	同相當官	一等	二等	三等	四等	同相當官	一等	二等	同相當官	一等	二等		
六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四	六三	六四

右の表で観ると、判任武官に對する増俸は六割以上十五割に達してゐる、大體俸給の低くなるに從て増俸の率は高くなつてゐる、が、中には多少例外をなすものもある。茲に注意をなさねばならぬことは、陸軍下士の營外居住者に對する増俸率が甚だ高くして十一割以下のものは無いと云ふことである。

(二) 加俸の改正

本俸は、大體職務の輕重に依て加減し、服務年限の長短に從て斟酌して之を定めるものであるが、それだけでは、實情に應じて、十分に其趣旨を徹底することが出来ないことがある。そこで本俸に附加して、加俸を給するの必要が起て來る。從て俸給の改正は本俸に止まらず、加俸にも

及んで來るのである。

加俸は大體之を分て年功加俸、任地加俸、職務加俸の三とする、年功加俸は服務年限の極て長く其官の最高級俸を受けて尙久きに及ぶものに給するものである、任地加俸は任地が内國と生活状態を異にする場合に、其地に於て職務を執る官吏に給するものである、職務加俸とは、官吏の執る職務の性質に顧みて給するものである。

一、年功加俸は、高等文官と判任官とに依て異なる。高等文官の年功加俸は、勅任文官委任文官で五年以上其官の最高俸を受けて在職し其効績顯著なる者に給することになつてゐる、其額は七百圓以内である（高等官官等俸給令第九條第十七條第十九條）舊規定に依ると、其額が五百圓以内若くは三百圓以内であつた、故に改正規定に依ると少くとも二百圓程増されたことになる、此點に就ても四割以上の増俸であると謂つて差支なからう。

判任官の年功加俸に就ては、一級俸を受け五年を超え、事務熟練優等なる者に對し、從來百二十圓迄を給して居つたが、改正令は二百圓迄を給することにした。又税關監吏、稅務吏、警部補、森林主事補、貯金局書記補、簡易生命保險書記補、遞信局書記補、通信書記補、臺灣總督府通信手の如き判任官にして最上級俸を受け三年を超え事務熟練優等なる者には、從來五圓以内を加給することになつて居つたが、改正令は十圓以内を加給することにした。故に判任官の年功加俸は

七割五分若くは十割増されたと云ふことが出来る。

二、任地加俸は、任地の外國であるか殖民地であるか内地であるかに依て、之を外國在勤加俸、殖民地在勤加俸、内地在勤加俸の三に分ける、故に任地加俸の改正も此三種の加俸に成き文官と武官とに區別して觀察せねばならぬ。

1) 文官の任地加俸は先づ外國在勤加俸を擧げねばならぬ、外國在勤加俸は主として在外公使館員に對するものである。在外公使館員に對する在勤加俸は餘程改正せられた、之を列擧するは煩に堪えぬ、一二の例を擧ぐるに止めて置く。

之を大使に就ていへば從來米英佛露に駐劄する者は三萬圓を給せられて居つたが、米國のには、四萬五千圓を給せられることになり、英佛のには、四萬圓、露のには三萬圓を給せられることになった。又獨逸に駐劄する者には二萬五千圓、伊國のには二萬五千圓する者には二萬二千圓を給せられて居つたのが、獨逸のには三萬五千圓、伊國のには三萬圓、奧(公使に下る)のには二萬五千圓を給せられることになった。之を公使に就ていへば、從來瑞西、白、蘭、葡、智に駐劄する者に一萬四千圓、西、瑞典、亞に駐劄する者に一萬七千圓、支、墨に駐劄する者に一萬二千圓、暹に駐劄する者に一萬圓を給して居つたが、今回、瑞西、白、蘭、瑞典、波、希、西、葡に駐劄する者に二萬二千圓、亞に駐劄する者に二萬五千圓、支に駐劄する者に二萬圓、墨、智に駐劄する者に一萬八千圓、暹に駐劄する者に一萬五千圓を給することになった。之を總領事に就ていへば、從來倫敦、紐育、莫斯科、ホノル、に駐在する者に八千圓、漢堡、桑港、オツタワのに七千五百圓、シドニーのに七千圓、カルカッタのに六千八百圓、浦鹽のに六千圓、哈爾濱のに五千五百圓、サンパウロのに五千三百圓、問島、奉天、天津、上海、漢口、成都、廣東、香港のに五千圓を給して居つたが、今回、紐育に駐在する者には甲一萬五千圓、乙一萬三千圓、桑港のには、甲一萬四千圓、

乙一萬二千圓、倫敦、漢堡、莫斯科、ホノル、シドニー、オツタワ、サンパウロのには、甲一萬二千圓、乙一萬圓、上海、奉天のには、甲一萬一千圓、乙九千圓、浦櫻、哈爾濱、新嘉坡、カルカッタのには、甲一萬圓、乙八千圓、天津、漢口、マニラのには、甲九千圓、乙八千圓、香港、廣東、濟南、パラグエアのには、甲八千五百圓、乙七千五百圓、吉林、閩島、成都、福州のには甲七千圓、乙六千圓を給することゝなつた。

要するに世界大戰以來任地の状況や外交上の重さの變じたのに伴て、加俸を整理したのみならず、大體からいふと四五割も加俸を増してゐる。

文官の殖民地在勤加俸は朝鮮臺灣樺太關東州青島に任せられたる官吏に給せられるものであるが其加俸額は本俸に對する割合で示されてゐる、其割合は從來のと異つて居らぬけれども、本俸が増した丈けそれ丈け加俸の額は増すことになる。即ち朝鮮臺灣樺太關東州に就ていへば、總督長官は本俸の十分の五、其他の高等官、試補及司法官、試補には本俸の十分の五以内、判任官には本俸の十分の八以内に於て加俸を給し、其額は本屬長官が之を定める、但し試補、司法官試補、六級俸以下の判任官及び見習の加俸は七十圓迄を給することが出来ることになつてゐる。青島守備軍民政部職員の加俸は高等官にありては、本俸の十分の四、判任官にありては、本俸の十分の六となつてゐる。

(2) 武官の任地加俸は外國在勤加俸殖民地⁽¹⁾在勤加俸に止まらず内地在勤加俸をも存してゐる、内地在勤加俸は北海道在勤加俸に外ならぬ。

武官の外國在勤加俸は左の如し、舊規定は括弧を以て示す。

官名	任所	英米佛露				獨逸(蘭丁瑞典)		伊	支
		陸	海	軍	將	陸	海		
大使館公使館附藏官	陸海軍	15,000(10,000)	15,000(2,000)	11,000(2,000)	11,000(2,000)	5,000(2,000)	5,000(2,000)	5,000(2,000)	
海軍佐官	陸	10,000(5,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	
	海	10,000(5,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	2,500(2,000)	
海軍尉官	陸	5,000(2,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	
	海	5,000(2,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	1,500(1,000)	
海軍佐官	陸	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	海	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
海軍尉官	陸	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	海	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
大使館公使館付武官	海軍尉官	2,000(2,000)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	
補佐官	海軍尉官	1,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
駐在	海軍特務士官准士官	2,000(2,000)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	1,500(1,500)	

陸軍武官の外國駐在在勤俸は公使館付武官の在勤俸以内とする事になつてゐる。

右表に依つて之を觀れば、武官の外國在勤加俸は大體五割の増給となつてゐるのである。

陸軍武官で支那に駐在する者は滿洲朝鮮に駐在する者と大に其事情を異にせないから、駐支加俸と殖民地に勤加俸とを比較して見る要がある、尙北海道に勤加俸をも對照することとする舊規定に依る加俸は括弧内に之を示す。

支	陸軍		海軍	
	(月給)	(日給)	(月給)	(日給)
大將	滿洲朝鮮臺灣	15,000(10,000)	臺灣朝鮮關東州樺太	15,000(10,000)
中將	北海道	11,000(7,000)	南洋群島	11,000(7,000)
少將		7,000(4,000)		7,000(4,000)
大佐		4,000(2,000)		4,000(2,000)
中佐		3,000(1,500)		3,000(1,500)

少佐	一等 115,000(六)	二等 92,100(六)	三等 68,500(五)	四等 52,000(四)	五等 40,000(四)	六等 30,000(三)	七等 24,000(三)	八等 19,000(二)	九等 15,000(二)	十等 12,000(一)
大尉	一等 140,000(六)	二等 110,000(五)	三等 85,000(四)	四等 65,000(三)	五等 50,000(三)	六等 38,000(二)	七等 30,000(二)	八等 24,000(一)	九等 19,000(一)	十等 15,000(一)
中尉	一等 100,000(四)	二等 80,000(三)	三等 60,000(二)	四等 45,000(二)	五等 35,000(一)	六等 28,000(一)	七等 22,000(一)	八等 18,000(一)	九等 14,000(一)	十等 11,000(一)
少尉	一等 70,000(三)	二等 55,000(二)	三等 42,000(一)	四等 32,000(一)	五等 25,000(一)	六等 20,000(一)	七等 16,000(一)	八等 13,000(一)	九等 10,000(一)	十等 8,000(一)

此表に依て之を觀るときは、是等の在勤加俸は五割の増給となつて居るものと謂はねばならぬ。三、職務加俸は武官に就て云へば、一般職務加俸と勤務加俸とを分ける、一般職務加俸には陸軍の隊長加俸、准士官下士卒の憲兵加俸、通譯官加俸、技術加俸があり、勤務加俸には航空手當、航海加俸がある。今其増給の概要を述べれば左の如し。

隊長加俸は聯隊長又は獨立隊長の職に在る佐官に給するものであるが、従來は隊長に依て月額二十圓と十五圓とあつた。今同月二十圓以内とした。憲兵加俸は憲兵准士官下士上等兵に給するもので、従來月額五圓なりしものが六圓となつた。通譯加俸も亦憲兵准士官下士上等兵で通譯と命ぜられた者に給するもので、月額は五圓四圓三圓二圓である。技術加俸は二等諸工長樂長補、一二三等諸工長、樂手、樂手補に給する加俸で、其月額は従來一圓二圓三圓四圓なりしものが三圓四圓五圓六圓に改められた。航空手當は軍用の航空機に搭乘して航空勤務又は航空演習に従事する陸海軍人軍屬に給する加俸で、其額は左の如し。

陸軍	海軍	月額	日額
將校、同相當官、高等文官、同待遇者	士官、特務士官、高等文官、同待遇者	甲額 200 乙額 150	甲額 200 乙額 150

准士官、見習士官、任文官一等	候補生、准士官、任文官一等	一三	1,100	1,100
下士、判任文官二等以下判任文官待遇者	下士官、判任文官二等以下判任官待遇者	一五	1,000	1,000
兵卒、雇員、傭人、職工	兵、雇員、傭人、職工	一八	1,000	1,000

右表中日額甲種は海軍にのみ特設に設けられたるものである、そは新式若くは新設計の航空機に搭乗し又は特に危険と認めざる航空機試験に従事する者に給するものである、所で陸軍に於ては此の如き軍人軍屬には日額の十割以内を増給することが出来ることになつてゐるから、結果に於ては大差ない。

航空加俸は舊規定に依ると飛行機と氣球とに依て區別し、將官に對し日額三圓若くは二圓を給するより下つて、下士、判任官に對し日額五十錢三十錢を給することになつてゐた。然に最高額最低額に就ていへば、航空加俸は三割餘より十割以上の増給となつてゐると謂ふことが出来る。

航海加俸は在役艦船の乗員に之を給するものであるが、其額は官職に依つて異り、其航海地方に依て異なる、例へば艦隊司令長官たる大將の受くる加俸は内地沿岸航海に於ては日額二圓〇二十五錢(舊規定一圓五十錢)で、遠隔地に至るに従つて次第に増され、終に東經三十度以西、西經七十度以東に於ては、日額十八圓七十五錢(舊規定十二圓五十錢)なるが如し、餘り煩いしければ茲に略する、兎に角、航海加俸も五割位の増給となつてゐる。

(三) 旅費の改正

旅費は之を外國旅費と内國旅費とに分ける、外國旅費は、何等改正せられる所もなかつたし、又た左程問題とするに足らぬから茲に之を論ぜぬ、内國旅費に至つては從來非難の的となつて居つた、余も嘗て官吏の待遇を論ずるに際し、官吏は出張を命ぜらるゝ毎に、其旅費に不足を生じ、轉任を命ぜらるゝ毎に旅費に大不足を生じて居り、宛然一種の罰俸を受けて居るものであると言

つたことがある、是れ旅費が少きに過ぎた爲めである。

内國旅費は鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料より成り、親任勅任奏任判任の四等級に從て一定の額を給する、但し奏任と判任とは更に各二級に分れる、尙赴任の場合には別に赴任手當、移轉料、家族移轉料を給するのである。

鐵道賃及船賃は從來一哩若くは一海里に付き幾錢であるといふ風に定めてあつたが、今回の改正規則は、大藏大臣の定むる所に從ひ實際料金に依ることとした。(内國旅費規則二條) 而して大藏大臣は、鐵道賃は旅客運賃(通行税を含む)及び急行料金に依て之を計算し、船賃は旅客運賃(通行税、解船賃、棧橋料、寢臺料、別に食費を要するときは夕食朝食に對する所定の料金を含む)及び急行料金に依て計算すべきことを定めた、是が故に鐵道や船の運賃が高くなれば高くなるだけ支拂はれることとなり、從來の如く定額不變のものでないから、實際に官吏が損する様なことはない。車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、移轉料は左の標準に依て之を定める、(内國旅費規則二條) 舊規則に依る定額は括弧を以て之を示し以て如何に改正せられたかを見やうと思ふ。

官等階級	車馬賃 一里	宿泊料 二付	日當 一日	食卓料 一夜	移轉料
親任	1.40 (1.00)	1.00 (0.60)	1.00 (0.80)	0.50 (0.40)	100以内 (100)
勅任	1.10 (0.80)	1.00 (0.60)	0.80 (0.60)	0.40 (0.30)	100以内 (70)

來の最低加俸に對し十割以上の増給になつてゐるものもある。

此の如く増俸は飽く迄上に薄く下に厚くする方針に依て實行せられたのであるが、俸給費の全體から觀察すると、平均七割餘の増俸となるのである。

今回の増俸は平均七割餘であるとして、儲之が爲めに官吏は生活の安固を保障せられてゐるか否かと、ふ問題が起て來る。

(一) 増俸の程度に關する批判

一體俸給は官吏の生活の安固を保障するのを趣旨とする、俸給にして官吏の生活の安固を保障するに足らぬときは、名は俸給であつても、實は俸給の用をなさぬものとなるのである、何となれば官吏は俸給の不足を補ふ爲めに心をも苦め身をも役せねばならぬこととなり、到底一身を捧げて國家の公のみに奉することが出來なくなるからである。所で生活が安全であるか、生活が脅かされるかは、俸給として與へらるべき貨幣が如何なる購買力を有するかに依て解決を異にするべきである、而して貨幣の購買力は物價に於て之を徴するより外ない、是が故に余輩は増俸の程度を決するには物價の水平線が如何になつてゐるかを見ねばならぬ。

日本銀行の調査に依るに、大正元年以來の物價指數は左の如くである。(明治三十三年十月分を二〇〇として算出す)

年	度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
元	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
二	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
三	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
四	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
五	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
六	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
七	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
八	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
九	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元
十	年	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元	1元

此表で観ると、戦前の物價指數は、ザット一三〇位に見て可い。そこに基準を置いて、最近の物價指數を之に比較すると、今日の物價は戦前の物價に約二倍して居ると斷定することが出来る、又之を俸給の改正せられたる時即ち大正九年八九月の頃に於ける物價指數に比較すると、其當時の物價は戦前の物價に約二倍半して居つたのである。此の如く物價が戦前の二倍若くは二倍半であることを事實であるとするれば、俸給は少くとも二倍に増さなければならなかつたを謂はねばならぬ、此點に就て旅費の改正は要領を得てゐる、旅費の定額は従前のに比し三倍若くは二倍強となつてゐるからである。旅費は此の如く多く増したのに、俸給は七割しか増さなかつた。それでは増俸は中途半ばのもので、其趣旨を徹底せないものと評せねばならぬ。

此の如く斷すると、人或は之に答へて曰ふであらう、今日の物價は尙下落しつゝあるのである、早晩戦前の物價よりも五割高の所に至て止まるに相違ない、増俸を五割若くは七割の程度に止めたのは、戦後に於ける此物價の水平線を豫見したる爲めに外ならぬと。辯護説としては最も巧妙なるものであるが、只何故に戦後に於ける物價の水平線を戦前の物價の五割とするのかの理由に至つては、之を解することが出来ぬ。固より余輩と雖ども、今日我國の物價が下落の道程にあることは之を認める、併し乍ら一般物價は尙下落すると見ても、住宅其他生活必需品に關する物價が之と並行して下落するものと斷定することが出来ぬ。現に大都に於ける借家賃の如きは下落せないで、却て騰貴してはゐないかと思はれる、さうすると大商品の價格が下落して一般物價の指數を下しても、官吏の生活は之に伴て容易くなつて來ないであらう。果して然りとすれば、七割の増俸はあつたけれども、官吏の地位は戦前よりも下つて來たと言つても決して過言でないのである。

(二) 増俸の均衡殊に下級官吏に對する増俸

以上は増俸に關する一般的批評であるが、更に進みて、各官吏間に於ける増俸の均衡は取れて居るか否か、を檢して見ねばならぬ。

増俸の方針として、上に薄く下に厚くしたのは、大體に當を得てゐる、之を批難することが出

來ぬ。其内閣總理大臣、各省大臣、朝鮮總督、臺灣總督、關東長官、國勢院總裁、親任判事及び海陸軍大將が、獨り増俸の恩典に浴せなかつたのは、當局者が多少遠慮した爲めであらうが、併し増俸したとて決して不合理ではなかつたのである、但し増俸しても其割合は極めて少くせなければならなかつたであらう。

文官と武官の間に於ける俸給の均衡は、過去に於て十分に保たれてゐなかつた、今回の俸給令改正に際し多少相接近して來たのはよい事であると謂はねばならぬ、こは實に文武官の間に於けるのみならず、陸軍武官と海軍武官との間に於てもいふことが出来る、即ち陸海軍の間に於ける俸給の均衡は從來保たれてゐなかつたが、今回の俸給令改正に際し大分同じ様になつて來たものがある、是れ亦當を得たものと論評せざるを得ない。併し未だ徹底的に行はれてゐるとは云はれぬ、其余輩の最も遺憾とする所は、判任官の待遇が、文武官の間に於て異なるのみならず、陸海軍の間に於て異なるといふことである。

先づ増俸の割合に就ていへば、判任文官に於ては、其第十一級に屬する月額二十圓を得る者が十割の増俸を得たるのみで、他は八割以下の増俸を得たるに止まる。然るに海軍下士は十一割十二割の増俸を得たものも少くない、陸軍下士に至ては増俸の割合殊に高く、下士の營外居住者の如きは十割乃至十五割の増俸を得てゐるのである。茲に文武官の間に於ける増俸の不均衡を暴露

してゐるのである。

此く論ずると、人或は増俸の割合を以て文武官俸給の不均衡を論斷するに足らぬと反駁するかも知れぬ。然らばよろしい、余は實數を取て比較して見やう。從來二十圓の月俸を得て居つた判任文官は、四十圓の月俸を得ることになつたが、曩に十九圓の月俸を得たりし軍曹は四十五圓の月俸を得ることになつたのである。又從來二十五圓を得たりし判任文官は四十五圓に増俸せられたるに反し、從來二十五圓五十錢を得たりし曹長は、五十七圓に増俸せられたのである。又從來三十圓を得たりし判任文官は五十圓を得るに止まつてゐるのに、曩に三十圓を得たりし曹長は六十三圓を得ることとなり、又曩に三十圓を得たりし海軍下士は五十七圓を得ることとなつたのである。同じ額を得て居つたものには同じ様に増俸して遣つて良いであらうに、判任文官に薄く、判任武官に厚くなつてゐる。若し夫れ營外に住する陸軍下士が澤山に生活費を要するといふならば、又軍艦内に多くの時日を費すべき海軍下士が大に生活費を要するといふならば、官廳の外に住して官廳に通勤する判任文官は更に之よりも多くの生活費を要することを許さねばならぬ、従て判任文官には寧ろ判任武官よりも増俸の率を多くせねばならぬと云ふ結論が出て來るのである、如何にしても、判任文官の増俸率は判任武官の増俸率より少くてよいと云ふ結論は出て來ないのである。之を要するに判任文官に薄くして判任武官に厚いのは、斷じて不當であると評せね

ばならぬ。

余は官吏間の比較權衡論を止めて次に、下級官吏の俸給に就て之を絶對的に考へ、それが以て實際の生活を支ふるに足りて居るか否かを吟味せねばならぬ。

余は嘗て官吏の待遇を論じて、此問題にも説き及ぼし、判任官の生活費は少くとも四十圓に見積らねばならぬことを明にしたことがある。¹⁾こは下宿生活より計算を立てたものである。蓋し下宿生活をなすにしても、一ヶ月の費用は三十圓に上る、其他臨時費を平均して月割に加へて行くと、月々四十圓に上る譯である、固より物價は其當時よりも多少低下して居るに相違ないけれども、下宿料は之に應じて下がつて居らない。現に學生の大都に遊學するものを見て、それが多く月々四五十圓を費してゐることを知るのである、下宿生活をして尙且つ四十圓を要する今日に於て判任官に僅に其四十圓を與ふるといふことは、以て其判任官の生活を保障するものといふことが出来ぬ。

以上は判任官のことであるが、奏任官も其下級に至ては、其生活容易でない、奏任官たる以上は下宿屋に呻吟する譯に行かぬ、而して苟くも一戸を構ふる以上は、月々要する費用は平均百圓を下ることがないであらう。然るに奏任官の最低給俸は百圓であり、或は九十圓であり、或は七十五圓である。是れ亦生活を保障する所以ではないのである。

1) 本誌第十卷第三號416頁-418頁

之を要するに、官吏の俸給は増されたが、不幸にも不徹底に終へた。故に官吏の生活を保障せんとすれば、増俸を再びせねばならぬのである。

四 餘 論

以上増俸を論じて再び増俸をせねばならぬといふ結論に達したが、實際再び増俸をすることが出来るかといふと、それは頗る六ヶ敷い相談であらうと思はれる、蓋し我國の財政は段々困難を告げ來り、収入は左程増さざるに反して經費は益々膨脹して已まざるの勢を示すに至つた時も、増俸に手を染めて永久に國庫を壓する經費を激増せしむることは財政家たるもの、俄に賛成せない所であるからである。茲に文化國の大チレンマが存するのである。

思ふに、今日の國家は官吏に依て政を行ふてゐる、官吏なくして、國家の働きはない、從て又官吏其人を得ざれば、國家の働きは鈍るといはねばならぬ、果して然らば、國家は經費を惜まずして手腕ある官吏を迎へねばならぬ、此くして増俸は殆ど自明の理となり、何人も異議を挿むことが出来ぬ、然るにも拘らず、増俸は財政難の爲に妨げられて徹底的に行ふことが出来ぬのである。

併し乍ら此の如きチレンマは、獨り我國に於て之を見るのみならず、歐洲諸國に於ても亦之を

見るのである、否歐洲諸國に於ては我國に於てよりも増俸が更に絶對的に必要であつて、増俸が又更に絶對的に不可能である、何故に増俸が絶對的に必要であるかと云ふに、彼の地に於ては、不換紙幣の濫發、其他の理由で貨幣價值が更に大に下落して居るからである。何故に増俸が絶對に不可能であるかといふに、彼の地に於ては戰爭の產物として巨額の公債が残つてゐて、それが元利の支拂の爲めに、殆ど其國の收入を喰つて仕舞ふからである、これが歐洲諸國の悲しき運命である。

歐洲諸國の悲しい運命を見て之を我國に比較するときは、今回の増俸の如きも、猶多少以て自ら慰むることが出來やう、併し乍ら我國が自ら大に興らんとすれば、チレンマにかゝりて安すべきでない、第一には、再び増俸を執行することを考へねばならぬ、第二には、再増俸が容易でないとするれば他の方法に依て官吏の生活を安固にすることを考へねばならぬ、それには住宅難の問題をも解決せねばならぬし、又生活必需品に對する政策をも一定せねばならぬ、此くして俸給の問題は轉じて社會政策の問題となるのである。